

公益財団法人千葉県建設技術センター入札約款

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県建設技術センターの発注に係る物品の購入、製造及び印刷の請負に関する契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、公益財団法人千葉県建設技術センター財務規程その他諸規程等に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、見本物品を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、見本物品等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、物品の購入、製造及び印刷の請負にあつては、別記第1号様式の1によりまた車両の購入及び物品（車両も含む）の交換にあつては、別記第1号様式の2により作成し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、公益財団法人千葉県建設技術センター財務規程第53条第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の取止め等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効となる入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

- (4) 記名、押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 明らかに連合であると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (落札者及び落札価格の決定)

第5条 落札者及び落札価格の決定については、次の各号によるものとする。

(1) 物品の購入、製造及び印刷の請負に係る入札において、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額を落札価格とする。

(2) 車両の購入及び物品（車両も含む）の交換による購入に係る入札において、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額を落札価格とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第6条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第7条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行い、再度入札は1回を限度とする。

(契約の締結)

第8条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第9条 入札をした者は、入札後この約款、仕様書、見本物品等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。